

大阪港港湾業務委託共通仕様書

令和6年12月 一部改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	I-1. 土木設計等業務委託契約書	土木設計等業務委託契約書 <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>[新設]</u> (補則) <u>第55条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	土木設計等業務委託契約書 <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第55条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、<u>日本の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) <u>第56条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅱ－1. 測量等業務委託契約書	測量等業務委託契約書 <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>[新設]</u> (補則) <u>第55条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	測量等業務委託契約書 <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第 55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) <u>第56条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅲ－１．業務委託契約書(成果物型)	業務委託契約書(成果物型) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (概算契約) 第52条 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>ただし、第43条中「業務委託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u> <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> (補則) <u>第53条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	業務委託契約書(成果物型) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (概算契約) 第52条 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>この場合において、第1条、第36条、第38条及び第43条中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第43条の2及び第50条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u> <u>3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。</u> (情報通信の技術を利用する方法) <u>第53条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) <u>第54条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (経常型)	業務委託契約書(経常型) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (概算契約) 第51条 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>ただし</u>、第42条中「業務委託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> (補則) <u>第52条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	業務委託契約書(経常型) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (概算契約) 第51条 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>この場合において、第1条、第36条、第38条及び第42条中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u> <u>3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。</u> (情報通信の技術を利用する方法) <u>第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) <u>第53条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (長期継続契約 用)	業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (契約の保証) 第13条 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては業務委託料(<u>当初年度金額</u>)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額</u>。)の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額</u>。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (履行遅延の場合における損害金等) 第42条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(<u>当初年度金額</u>)を1年あたりの額に換算した額(ただし、業務委託料の変更があった場合には、<u>変更後の業務委託料</u>。契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額</u>。)から第39条に規定する支払い済みの部分払金(<u>履行遅延のあった年度分に限る</u>。)を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。<u>なお、業務委託料の変更があった場合には変更契約書に定める額とする。</u> (不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料(<u>予定総額</u>)の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。	業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (契約の保証) 第13条 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>業務委託料</u>。)の10分の1以上、指名競争入札及び随意契約においては<u>業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)</u>の100分の5以上としなければならない。 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>業務委託料</u>。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては<u>変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)</u>の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (履行遅延の場合における損害金等) 第42条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(<u>業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。</u>)から第39条に規定する支払い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 (不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (長期継続契約 用)	3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料(予定総額)に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (契約が解除された場合等の違約金) 第43条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては業務委託料(当初年度金額。ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額</u>。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料(当初年度金額。ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料(予定総額)の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 <u>[新設]</u>	3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (契約が解除された場合等の違約金) 第43条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>業務委託料</u>。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 <u>(概算契約)</u> <u>第51条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。</u> <u>2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。この場合において、第1条、第36条、第38条及び第42条第3項中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u> <u>3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (長期継続契約 用)	<u>[新設]</u> (補則) <u>第51条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	<u>4 本契約が概算契約である場合、第42条中「業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u> <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) <u>第53条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム開発・改修用)	業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>[新設]</u> (補則) <u>第51条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第51条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意、第16条第2項に規定する書面による申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 (補則) <u>第52条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム運用・保守用)	業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>[新設]</u> (補則) <u>第53条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第53条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意、第16条第2項に規定する書面による申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 (補則) <u>第54条</u> この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム運用・保守用) (長期継続契約用)	業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用) <u>(R5.4月改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (契約の保証) 第13条 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては業務委託料(<u>当初年度金額</u>)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額。</u>)の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払うことが見込まれる総額。</u>)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (履行遅延の場合における損害金等) 第44条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(<u>当初年度金額</u>)を1年あたりの額に換算した額(ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。<u>契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。</u>)から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部分引渡しに係る業務委託料(<u>履行遅延のあった年度分に限る。</u>)を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。<u>なお、業務委託料の変更があった場合には変更契約書に定める額とする。</u>	業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (個人情報等の管理義務) 第7条 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。 (複写複製の禁止) 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。 (契約の保証) 第13条 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>業務委託料。</u>)の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては<u>業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)</u>の100分の5以上としなければならない。 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、<u>業務委託料。</u>)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては<u>変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)</u>の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (履行遅延の場合における損害金等) 第44条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム運用・保守用) (長期継続契約用)	(履行遅延の場合における損害金等) 第44条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(当初年度金額)を1年あたりの額に換算した額(ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部分引渡しに係る業務委託料(履行遅延のあった年度分に限る。)を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。なお、業務委託料の変更があった場合には変更契約書に定める額とする。 (不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料(予定総額)の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料(予定総額)に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (契約が解除された場合等の違約金) 第45条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料(当初年度金額。ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料(当初年度金額。ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の20(予定総額)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 [新設] (補則) 第53条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	(履行遅延の場合における損害金等) 第44条 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 (不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (契約が解除された場合等の違約金) 第45条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)を1年あたりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。)の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (情報通信の技術を利用する方法) 第53条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意、第16条第2項に規定する書面による申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 (補則) 第54条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。	約款改訂